

番号	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(1)	外国人技能実習制度の実習期間延長に伴う「短期在留外国人の脱退一時金」の見直し	衆議院で閉会中審査となっている外国人技能実習制度の改正法案が成立し施行されれば、優良な管理団体等の実習期間が3年から5年に延長されることとされている。これに伴い、技能実習生の厚生年金の脱退一時金については、新制度における実習期間延長に対応したものとすべきである。	現行の技能実習生の脱退一時金は、厚生年金保険法附則第29条に基づき「日本国籍を有しない者に対する脱退一時金」により支給されているが、支給額の計算において、支給率算定基礎の被保険者期間は36ヶ月を上限としている。 したがって、実習期間が5年に延長された場合、36ヶ月を超える被保険者期間に納めた保険料が掛け捨てとなる。社会保障協定の非締結国との技能実習生にとって不利にならないように、支給率算定基礎の被保険者期間を60ヶ月まで延長すべきである。 要望が実現した場合、実習期間延長拒否といった懸念が払拭される。	厚生年金保険法附則第29条
(2)	特定活動（アマチュアスポーツ選手）の在留資格の取得要件	特定活動の在留資格で、アマチュアスポーツ選手としての活動を行うための在留資格の取得要件について、『オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者』との要件があるが、競技（ラグビーなど）によっては、国際的な競技会が主に2国間での開催となるものもある為、要件を「2国間以上の国際的な競技会」と明示していただきたい。	外国人のアマチュアスポーツ選手の特定活動の在留資格の取得要件の一つとして、法務省告示で「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者」と定められている。 競技によっては国際的な競技会が主に2国間での開催となるものがあるが、これが要件に該当するか不明瞭なので、入国管理局の審査官によつて判断が異なったり、東京の入国管理局に回されたり、審査期間が長くなったりしている。受入側にとっては、入社手続き等の事務手続きにも支障が生じ、入社および契約取り消しのリスクもあり得る。 「オリンピック大会、世界選手権大会その他の『2国間以上の』国際的な競技会に出場したことがある者」と明示することで、在留資格の取得から、入社手続き、来日、選手登録を円滑に進めることができるほか、入社および契約取り消しのトラブルを回避できる。 スポーツ界に将来有望な若手選手が来日することにより、日本人選手のレベルアップにつながる他、外国籍選手が日本代表になれる種目については、直接的な代表チーム強化にもつながる。	特定活動告示 (出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件)
(3)	経済連携協定に基づく外国人介護事業従事者の取得資格要件等緩和	経済連携協定に基づく介護福祉士候補者として滞在しているインドネシア、フィリピン、ベトナム人の介護職員について、4年間の就労・研修の期間終了後もわが国の介護施設で就労可能となるために取得に要する資格を、現状の介護福祉士から、介護職員初任者研修修了の資格に緩和すべきである。	介護福祉士試験は、その合格率が全受験者の6割程度と、看護師国家試験の約9割等と比較しても難易度の非常に高いものであり、外国人の継続的な在留資格の要件として過度に高く、志願する外国人のモチベーションを削ぐ。介護業務に取り組む志があつても、難易度の高い資格試験に挫折し、心ならずも帰国してしまうこともある。介護業務へのモチベーションの高い外国人人材を確保し、慢性的な介護人材不足を緩和するためにも、「介護職員初任者研修修了」への要件緩和が必要である。（「介護職員初任者研修修了」は、介護保険の対象となる訪問介護業務に従事できる要件として政令で定められている） 「日本再興戦略」改訂2015にある「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進」の具体策としても検討されるべきである。 資格要件を緩和することにより、わが国において介護技術等を学ぶ外国人の裾野を広げることを通じて、わが国と相手国との経済活動の連携強化に資することができ、またわが国における介護サービスの質・量の向上・充実に寄与することもできる。	日・インドネシア経済連携協定、日・フィリピン経済連携協定、日・ベトナム経済連携協定に基づく交換公文
(4)	外国人留学生の進学時の待機期間における資格外活動許可申請の見直し	外国人留学生の資格外活動許可による就労について、進学に伴い発生する卒業式から入学式までの期間についても資格外活動許可申請を認めるなどの制度の見直しをしていただきたい。	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条によって、留学生の資格外活動許可による就労は、教育機関に在籍している間に限定されている。日本語学校を卒業して大学に入学をする際など、卒業式から入学式までの間については、留学の在留資格を持っていても資格外活動許可が得られず、アルバイトで生計費を補っている留学生にとって収入が途絶えることになる。日本国内での進学が決まっている留学生に対しては、3月卒業から4月入学の間のような1ヶ月程度の進学のための待機期間については、資格外活動許可が継続的に認められるようにすべきである。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項、同法施行規則第19条第5項